



News & Types: コーポレート／ファイナンス／M&A関連情報

米国財務省が外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)の最終実施規則を発表

2/28/2020

By: リバーナ サックス, ジェニファー ワトソン

Practices: コーポレート／ファイナンス／M&A

2020年1月13日、米国財務省投資安全保障局（Office of Investment Security, Department of Treasury）は、CFIUSの管轄および権限を定義するとともに、その管轄に服する特定の取引に対するCFIUSの審査手続きを最新化するための2018年外国投資リスク審査近代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018）（「FIRRMA」）の最終実施規則を発表しました。この最終実施規則は、2020年2月13日に発効され、(1) 外国人（foreign person）による米国への特定の投資に関する規定、および(2)外国人による特定の種類の不動産取引に関する規定の2部から構成されています。

本稿の全文はこちらをクリックしてください。また、本稿に関するご質問は、リーバナ・サックス弁護士またはジェニファー・ワトソン弁護士までお気軽にお問合せください。